

「岩倉市障がい者計画（第６期）（案）・障がい福祉計画（第７期）及び障がい児福祉計画（第３期）（案）」に対する ご意見と市の考え方（実施結果）

「岩倉市障がい者計画（第６期）（案）・障がい福祉計画（第７期）及び障がい児福祉計画（第３期）（案）」について、皆様からお寄せいただいたご意見の内容と、それに対する市の考え方について公表します。

なお、ご意見の内容が変わらない範囲で要約などを行っています。

ご意見をお寄せいただきました皆様のご協力に厚く感謝申し上げます。

令和６年２月

岩倉市健康福祉部福祉課

1 意見募集の概要

（１）意見の募集期間

令和５年１２月２８日（木）～令和６年１月２９日（月）（３３日間）

（２）閲覧場所

- ・福祉課（市役所１階）
- ・情報サロン（市役所１階）
- ・市ホームページ

（３）意見の提出方法

持参、郵送、ファクシミリ、ホームページ投稿フォーム

2 募集結果

（１）意見者数 ２件（個人：２人）

（２）意見件数 ３件

（岩倉市障がい者計画（第６期）（案） １件

障がい福祉計画（第７期）及び障がい児福祉計画（第３期）（案） ２件）

3 ご意見に対する市の考え方

別紙のとおり

「岩倉市障がい者計画（第6期）（案）」に対するご意見と市の考え方（対応一覧）

No.	意見の対象	意見の要旨	市の考え方
1	岩倉市障がい者計画（第6期）（案）	社会資本総合整備計画の目標に「岩倉駅西広場並びにシンボルロードと呼ばれている市道新柳通線の歩道については既設舗装の凹凸が顕著であり、点字ブロックが未整備であるために障害者等の円滑な移動を妨げている。そのため、歩道部の段差解消や点字ブロックの設置などのバリアフリー化を進めることにより安全・快適に利用できる歩行空間整備を進めていく。」としている。 この件に関して、進捗が見られないようだが、計画に入れないのか。	ご意見がありました社会資本総合整備計画は、国の社会資本整備総合交付金を活用し、事業を実施しようとするときに、地方自治体が作成する計画です。また、計画に基づく交付金については従来の個別事業ごとの補助金とは異なり、地方自治体にとって自由度が高く、創意工夫が活かせるものになっています。 岩倉駅西広場並びに市道新柳通線歩道のバリアフリー化の件につきましては、平成24年度から平成28年度までの5年間で本市が作成した社会資本総合整備計画で掲げた目標であり、岩倉駅西広場の一部につきましては整備が完了しております。また、現在の社会資本総合整備計画（令和4年度から令和8年度まで）では当該目標は掲げておりません。 しかしながら、92ページ「6 安心して暮らす～安全・安心の整備（1）ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりの推進」中の具体的な取組「公共施設等のバリアフリー化の推進」は、その内容を「「岩倉市人にやさしい街づくり計画」の基準にしたがい、順次公共施設の整備を行っていきます。」としており、当該取組により、市全体として、「岩倉市人にやさしい街づくり計画」に基づき、必要な公共施設のバリアフリー化を推進していきたいと考えております。

「障がい福祉計画（第7期）及び障がい児福祉計画（第3期）（案）」に対するご意見と市の考え方（対応一覧）

No.	意見の対象	意見の要旨	市の考え方
1	障がい福祉計画（第7期）及び障がい児福祉計画（第3期）（案）	発達障害児(保護者)へ学校を通じてや受給者証発行者等からアンケートを実施してニーズを汲み取り、計画や施策に反映して欲しい。	岩倉市障がい者計画（第6期）・障がい福祉計画（第7期）及び障がい児福祉計画（第3期）の策定に当たり、障がい者等の生活上の困り事や支援ニーズを把握するためにアンケートを実施しました。 当該アンケートでは、対象とした障がい児（保護者）については、令和4年12月1日時点において、18歳未満（令和4年度中に18歳となる者を含む）であって、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する者と障害児通所支援を利用するにあたり、受給者証を発行している者としてしました。 今後も、上記アンケートに加え、様々な機会において市民ニーズの把握に努めてまいります。
2	障がい福祉計画（第7期）及び障がい児福祉計画（第3期）（案）	児童発達支援センターの設置を「令和8年度まで」に設置ではなく、より安心して暮らせる子育てしやすい市になるために迅速な設置をして欲しい。 子供の就学を機に発達障害の可能性を疑うに至ったが、市のHPで検索してもどこに相談したら良いかわからず悩んだので、ワンストップで相談から支援につなげてもらえる体制整備を進めていただきたい。	児童発達支援センターについては、令和5年4月1日より岩倉市内において1事業所が開設されています。障がい福祉計画（第7期）及び障がい児福祉計画（第3期）（案）において示した目標値は、令和8年度までに設置を目指すということではなく、当該水準を維持又は発展させることを企図して設定しております。 今後、児童発達支援センターについて気軽に相談していただけるよう周知・広報に取り組むほか、相談機能を始めとして、障がい児の家族、学校、障害児通所支援事業所等への支援等を行う地域の療育支援の中核的機関としての役割が担えるよう努めてまいります。 また、市民の皆様が必要な情報に適切に到達し、相談等が行えるよう、ホームページの内容の充実等を図ってまいります。